

提言（案）に対する意見募集の結果と対応

- ◆「河川法改正20年 多自然川づくり推進委員会」提言（案）について、広く国民の方から下記のとおりご意見を伺った。

【募集方法】

- ・ 周知方法 : 記者発表及び河川法改正20年 多自然川づくり推進委員会のウェブサイトにおいて周知
- ・ 募集対象 : 「河川法改正20年 多自然川づくり推進委員会」提言（案）
※第4回委員会の資料1－1
- ・ 募集期間 : 平成29年5月11日（木）～5月24日（水）
- ・ 募集方法 : 郵送、FAX、電子メール

【募集結果】

- ・ 意見提出者 : 39名

※提出いただいた意見については、提言（案）の項目毎に振り分けた上で全文掲載（個人情報等を除く）し、意見対応と合わせて整理を行った。

提言(案)に関する意見募集の結果と対応

資料1

募集期間:平成29年5月11日(木)～5月24日(水)

意見提出者:39名

意見番号 通し 章 番号			対象箇所※ ※意見募集時点の構成ベース	頂いた御意見※ ※意見募集時点の構成ベース	頂いた御意見に対する考え方※ ※今回委員会の提言案の構成ベース
1. はじめに					
1	1	1		2P 7行目 河川砂防技術基準(案)については、平成〇〇年改訂の河川砂防技術基準(案) と前に改訂年をつけないといけない。	御意見を踏まえて「1. はじめに」に記述を追加します。
2	1	2		この度の提言(案)に基本的に賛成です。 そのうえで、以下、意見を述べます。 ○全体 ・河川は、その自然的な特性や社会上の立地・役割(大中小等規模、(山間溪流)上中下流(河口汽水域)の区間、急流緩流など特性や、社会的な立地(大都市域、市街地、郊外、中山間地等))により、又その河川区間の場により、その川に備わる(える)べき姿・形があり、川づくりにあたって前提とすべき条件があるものと考えます。 そのことを、提言内容において明示すべきではないでしょうか。(後段の「4. (3)技術の向上」といった要素技術的な項目への記述だけでなく。) ・基本的な考え方については普遍性、統一性を持たせつつ、各河川の川づくりの現場における具体化は、それぞれ各河川によるものと考えます。(同じものは一つとしてない。) ・そのことにより、川づくりにあたって基本とすべきことと、各河川毎に具体的に取り組むこと(への認識を含め)が明確になるものと考えます。いわゆる「金太郎飴」のようなものが出現しなくなると思います。 「1. はじめに」の文末、「また、・・・各河川に応じた・・・」の関係について、 「河川はそれぞれ異なる特性を持つものである」という簡単な記述に留めず、上記「○全体」のことを含め、もう少し踏み込んだ表現をすべきではないでしょうか。	御意見を踏まえて「1. はじめに」に記述を追加します。
2. 多自然川づくりの現状					
3	2	1	(2)河川環境のマ クロ評価	P 4 (2)河川環境のマ クロ評価 河川の物理環境については、大きな影響を与える流入土砂(量、粒径等)や河床変動結果(縦断、横断)のデータも蓄積すべき	御意見を踏まえて「4. 対応方針 (2)技術の向上・一連の取り組み過程の徹底 ⑤技術等の開発」に記述を追加します。
4	2	2	(2)河川環境のマ クロ評価	4P 8行目 河川の物理環境 この意味が分かりませんでした。続きの文章では、草地、樹林、外来植物などの言葉が続きますが、物理環境と異なるものでないでしょうか。 ここにしか「物理環境」という言葉が出てこないで削除しても問題ない	物理環境のデータとしては、測量や流量などの基本的な物理量その他、河川生物の生息・生育場(ハビタット)調査で得られるデータ(低・中荖草地(面積)や水際の樹林(延長距離)、干潟(面積)など)も含まれるものとして整理しております。
5	2	3	(2)河川環境のマ クロ評価	P.4「BMWP法等による傾向把握」 → なんの傾向把握か記載したほうがわかりやすいと感じました(水質)。	御意見をいただいた箇所では、水質評価手法の一手法であるBMWP法のみを特出しすることは相応しくないとの意見があり、記述を削除しております。
6	2	4	(2)河川環境のマ クロ評価	P.4「河川の物理環境については。。。」結論が「経年的に湿地面積が増加傾向となっている結果となった。」円山川の話のみで終了しているので違和感がございます。	御意見をいただいた箇所では、近年大規模に改修を行い、データが蓄積されている円山川について記述しております。
7	2	5		現在の状況 H9年河川法改正以降、多自然川づくりに関する施策、河川水辺の国勢調査、河川環境情報図、多自然川づくり事例等を通じて、多自然川づくりに関する意識は河川技術者に定着した。また、河川工事においても、多自然川づくりの観点での工夫がなされ、実践されてきている。	御意見として承ります。
3. 多自然川づくりの課題					
8	3	1	頭文	P.5「関係機関等からの意見聴取」ここで突然出てきますので、事前説明を入れていただいたほうが丁寧と感じます。	御意見を踏まえて「3. 多自然川づくりの課題」に記述を追加します。
9	3	2	(1)多自然川づく りの目標設定	P.5「多自然川づくりによる効果と河川水辺の国勢調査などの河川生態に関する調査結果を結び付けることができるような仕組みを検討」目標設定の内容の記載としては少し違和感がございます「仕組みを検討が必要 → 目標設定の課題?」。	御意見を踏まえて「3. 多自然川づくりの課題 (2)技術と取り組み過程」を修文します。

意見番号 通し 章 番号			対象箇所※ ※意見募集時点の構成ベース	頂いた御意見※ ※意見募集時点の構成ベース	頂いた御意見に対する考え方※ ※今回委員会の提言案の構成ベース
10	3	3	(2) 技術的な向上・人材育成	「次世代を担う子供たちをいかに河川に導くか」多自然型川づくりの主役は住民であり、河川管理者はこれを支援していく立場だと考えている。「子供たちを河川に導く」ことに踏み込んだ取組が必要である。	多自然川づくりにおいては、次世代を担う子どもたちを川に導くことが重要であることから、「4. 対応方針 (3) 人材の育成・普及啓発 ③多自然川づくりの普及・啓発」で、「次世代を担う子どもたちが川により親しめるよう、河川環境教育の一環として、子供自らが川の自然を調査・研究し、その優れた成果を表彰するなど、子どものやる気を上手に引き出すための仕組みを構築する。」と記述しております。
11	3	4	(2) 技術的な向上・人事育成 (3) 多自然川づくりの持続性	河川関係の仕事に約40年従事してきました。平成の時代になり、多自然型川づくりが始まり、河川法が改正されてから20年経つのかと、改めて感じているところです。 このたび、「河川法改正20年多自然川づくり推進委員会」からの提言（案）に対する意見募集があると聞き、個人の意見ではありますが、意見を言わせていただく機会を得ましたことを感謝申し上げます。 さて私は、矢作川の上流部で生まれ育ち、夏に泳ぐのは川、魚を釣るのも川でした。天然の川と接して育ちましたが、S47年7月に大災害が発生し、一気に河川改修で三面張りの立派な河道に生まれ変わりました。多くの人命が失われた災害でしたので、改修が終わった河道は本当に頼もしく思えたものでした。 こうして、自然豊かな川と立派な河道と両方を見て育ち、縁あって河川関係の仕事に従事することになりました。仕事として河川を見ていましたが、「自然保護と河道改修」イコール「環境と治水」で、提言にもありますが、河川管理者の私でもトレードオフの関係と思っていたものです。しかし、その考えが一変することになりました。 “天然河川”長良川の保全運動が全国規模で始まっていました。確かに皆さんが守ろうとしている長良川は日本でも有数の自然豊かな川でした。私も「環境と治水」のどっちが重要か？と苦慮していました。しかし、今の自然豊かな長良川は僅か100年前に作られた人工の河川なのだと知ったとき、全ての迷いが消えたのでした。自然の回復力は素晴らしい、凄い力があるとつくづく知りました。その後”多自然型川づくり”を担当する際には、“自然が戻る手助け”との考えに徹しました。 ”自然の川をつくる”と言うよりも、人は川が自然に戻る際の手助けをするだけです。その際に役立つのは、“自然とはどんな状態”なのか知っていることです。魚がどんなところに棲み、どんな場所が深いのか、どこの流れが速いかなどの原体験だと感じました。 前置きが長くなりましたが、私からは以下の2箇所の提言に対しての施策の充実をお願いします。 今回の提言の「3. (2) 技術的な向上・人事育成」にある「子ども達をいかに河川に導くか」は大変重要なポイントでは無いでしょうか。「同 (3) 持続性」にて述べられている「地域の生活や社会との関わりで持続」させることも重要です。 すなわち、出来れば子どもの頃、そうで無ければ大人になった後でも、“川”に接する機会をつくる施策を期待します。	多自然川づくりにおいては、次世代を担う子どもたちを川に導くことが重要であることから、「4. 対応方針 (3) 人材の育成・普及啓発 ③多自然川づくりの普及・啓発」で、“次世代を担う子どもたちが川により親しめるよう、河川環境教育の一環として、子供自らが川の自然を調査・研究し、その優れた成果を表彰するなど、子どものやる気を上手に引き出すための仕組みを構築する。”と記述しております。
12	3	5	(2) 技術的な向上・人材育成	直轄河川の護岸の災害復旧は、地先毎に多自然型川づくりに配慮した形で計画されているが、滞筋の固定化が進む傾向はまぬがれない。さらに技術的な検討を進め、護岸の施工による滞筋の固定化を緩和する工法を研究する必要がある。	貴重な御意見として今後の参考とさせていただきます。
13	3	6	(2) 技術的な向上・人材育成	提言（案）の中の（2）技術的な向上・人材育成の項目で、河川激甚災害対策特別緊急事業や河川等災害復旧助成工事等では、現在多自然川づくりアドバイザーを導入されているとのことですが、良い事例だと思います。 この制度に、これら大規模災害復旧工事の施工後のモニタリングを実施することを盛り込んでいただければと考えます。期間は、施工後5年以上とかでもかまわないと思います。 これらの調査結果は国の関係機関で集約していただき、今後の多自然川づくりに活用していただければ、災害復旧事業にも生態系への配慮が必要であるという機運が更に高まると同時に、貴重な基礎データになると考えます。	貴重な御意見として今後の参考とさせていただきます。
14	3	7	(2) 技術的な向上・人材育成	河川は確かにそれぞれ異なる特性を持つため、「関係者、学識者との議論」は重要で提言通りであるが、多くの河川を有する自治体の実情としては、河川に詳しい関係者等を見出すことは容易では無く、また、詳しい関係者でも偏った意見（生物の保護のみ等）の方が多く苦慮しているのが現状である。よって、「技術的な向上、人材育成」に記載はある「現場で専門家に教えを請う」のは、現状では難しいことから、計画的、組織的な「次期アドバイザーの養成、派遣」に期待する。	御意見として承ります。
15	3	8	(2) 技術的な向上・人材育成	自治体職員への多自然川づくりの啓発・普及 ・都県管理区間では、構造令のみが重視され、河川法の精神さえ浸透していないのではないかとと思われることがある。 ・環境と治水をトレードオフの関係とらえているのは、自治体職員にも少なからずいる。 ・直轄河川以外では、今でも“にぎわいの創出”等のテーマで人工構造物を多用し、多自然川づくりに逆行するような川づくりが多く川の川で行われている。 以上の現状を踏まえて、これまでも行われている自治体職員やコンサル、市民に向けた多自然川づくりの研修を随時行っていただきたい。	御意見として承ります。

意見番号 通し 章 番号			対象箇所※ ※意見募集時点の構成ベース	頂いた御意見※ ※意見募集時点の構成ベース	頂いた御意見に対する考え方※ ※今回委員会の提言案の構成ベース
16	3	9	(2) 技術的な向上・人材育成	河川の保全に関わる仕事をする者として、大変勇気もらえる内容だと思います。特に、3課題の（2）にある汽水域・都市河川に対する知見をとりまとめようとする姿勢、生態学者との連携、子供たちをいかにして川へ導くかという視点は、多くの生き物のいる川にするために、人にとって気持ちの良い川にするために欠かせない視点だと思います。	御意見として承ります。
17	3	10	(3) 多自然川づくりの持続性	直轄河川での多自然型川づくりはまだまだ地先対応が主体になっていると感じている。提言の中に、「流域の中での多自然型川づくり」という捉え方は記述されているが、河川のセグメント毎程度の範囲を考えて、河川の「自然の営力」を考慮した川づくりに取り組むことを打ち出してもらいたい。	御意見を踏まえて「3. 多自然川づくりの課題（1）目標の設定」、「3. 多自然川づくりの課題（4）持続可能な多自然川づくり」、「4. 対応方針（4）日常的な環境への取り組みの徹底 ①河川管理における環境への適切な取り組みの着実な実施」を修文します。
18	3	11	(3) 多自然川づくりの持続性	・国、自治体の予算が削減され続けており、河川の改修事業や維持管理を継続的に実施するだけで大変な状況にある。このような状況において、多自然川づくりを継続的に実施できていない。 ・多自然川づくりの調査、計画、設計、施工、維持管理の段階において、+αの検討が必要となり、予算・工期の面からも十分な検討ができていない。 ・治水・利水については、人命にかかわる問題であり、これらをどう天秤に乗せるかについては、永遠の課題であるが、河川管理者としては治水・利水を優先させざるを得ない。 ・多自然川づくりの指標となる環境分野の研究は、個別要素の研究であり、地域の声の大きい研究者に左右される状況にある。河川管理者としては、このような意見を見無視できない一方で、事業が停滞する状況から、煙たがっている様子が見られる。	多自然川づくりについては、基本的な考え方が周知されることが重要であることから、「4. 対応方針（3）人材の育成・普及啓発 ③多自然川づくりの普及・啓発」で、「多自然川づくりの基本的な考え方や治水・環境両面の役割と効果について、広く一般の市民に浸透させるためのわかりやすい説明を工夫し、発信する内容や対象などに応じ、現地における表示なども含め、様々な手段を用いて周知を図る。」と記述しております。
19	3	12	(3) 多自然川づくりの持続性	p6の「河川の維持管理における取組が重要」について、A県の例から 提言（案）では、河川改修を実施している区間よりしていない区間の方が多いことから、河川全体の維持管理の取組が重要としている。 改修時における多自然川づくりのための技術的知見は多く世に出ており一定の配慮は可能となっている。また、改修時には多くの予算が投入可能なことから、技術的知見を活かした様々な取組が実施可能である。 これにより、自然に配慮した河川改修は一定レベルで実施されているが、こと「維持管理」となると、補助金や交付金を当てられず単独費に頼るA県管理河川の予算的事情もあり、ほぼ「放置状態」となっている。このため、特に陸域での外来種の浸食が著しく、在来種が排除された「見苦しい」雑草ばかりの河川になっているところが多い。 多自然川づくりは、「一定の施設を造って、後は自然にまかせる。」といわれることがあるが、水域や水際はよいが、陸域については、日本の気候的な事情もあり、適切な「維持管理」無くしてはうまくいかない。 今後の多自然川づくりの取組には、提言にある「維持管理」を重視した施策に期待をしたい。これは改修時や改修区間だけでなく、すべての管理区間に対して実施すべきで、多自然川「づくり」ではなく多自然「河川管理」である。 A県の一級河川S川では、多自然川づくりを実施してきたが、改修後の陸域の植生管理が不十分なため、多自然での改修済区間に外来種が繁茂し、改修不要または未改修区間の改変していない堤防に在来植生が多く分布しているという皮肉な結果となっている。在来種には準絶滅危惧種のスズサイコも含まれる。 これら在来植生の保全のため、改変予定部分の植物の移植と改変しない区間の維持管理（外来種の駆除、除草回数・時期の工夫）により保全の努力を行っているところである。	貴重な御意見として今後の参考とさせていただきます。
20	3	13	(4) 日本の河川環境の将来像	提言書7ページ「(4) 日本の河川環境の将来像」二つ目の○の中の「過少利用（アンダーユース）」について ・対語として使われている「過剰利用（オーバーユース）」は、山であれば過剰な木の伐採などによるはげ山化、川であれば過剰な砂利採取による河床低下といったことが容易に思い浮かぶが、過少利用によって生じている影響というものかどのようなものか分かりにくい。想像するに、山に人の手が入らなくなった結果山が荒れている状態や、人の利用がなくなったことによる河川敷の樹林化といったことが考えられるが、多くの方が認識を共有できるように実際に表れている負の影響を例示的に表記してはいかがか。 ・「これには、土砂供給量や河川流量の変化等も関係しており、全てが人為的な影響とは言えないが、」との文脈からは、「土砂供給量や河川流量の変化」は人為的な影響ではないと読めるが、果たしてそうか？「土砂供給量や河川流量の変化」には、過剰利用や過少利用あるいはダム等の構造物の設置など、まさに人為的な影響によるものが大きいと思われる。よって、文脈、表現の修正が必要である。	御意見を踏まえて「3. 多自然川づくりの課題（5）日本の河川環境の将来像」に記述を追加します。
21	3	14	(4) 日本の河川環境の将来像	提言書7ページ「(4) 日本の河川環境の将来像」四つ目の○、12ページ「(6) 変化を踏まえた将来の河川像の検討」一つ目の○の中の「人口減少」について ・「人口減少」という表現では、日本の総人口の減少のことを言っているように捉えられ、河川環境への影響と結びつかないのではないか。総人口の減少による影響ではなく、それによって今後特に中山間地域の人口の減少あるいは集落の消滅等が進むこととなり、河川の上流域において人の手が入らない、人の目が届かなくなることによる影響が大きいのではないかとと思われる。よって、単に「人口減少」ではなく、もう少し踏み込んだ表現が必要である。	御意見を踏まえて「4. 対応方針（6）変化を踏まえた将来の河川像の検討 ①気候変動や人口減少などの河川を取り巻く状況の変化等の分析」を修文します。

意見番号 通し 章 番号			対象箇所※ ※意見募集時点の構成ベース	頂いた御意見※ ※意見募集時点の構成ベース	頂いた御意見に対する考え方※ ※今回委員会の提言案の構成ベース
22	3	15	(4)日本の河川環境の将来像	「3. 多自然川づくりの課題 ― (4)日本の河川環境の将来像」について ・「本来」(あるべき姿)と「従来」(過去)の表記が不明確であると思います。	川が本来どのような姿であったのか明らかとなっていないことから、「3. 多自然川づくりの課題 (5) 日本の河川環境の将来像」では、「明治以降の河川を巡る大きな社会環境変化や河川整備により、川の自然環境は変化してきた。現在の日本の川の姿が本来の川の姿に対してどのような状況にあるのか、また、そもそも川は本来どのような姿であったのかについては、科学的に必ずしも明らかではないが、絵画や文献等から各々の時代の様子をある程度伺い知ることができる。」と記述しております。 また、このことへの対応として、「4. 対応方針 (6) 変化を踏まえた将来の河川像の検討 ② 100年後を見据えた持続的な河川と人の関わりのあるあり方の検討」では、「礫河原の樹林化など多自然川づくりの持続性の課題に関しては、河川の攪乱などの自然の作用とあわせて、人による河川利用のあり方(オーバーユース、アンダーユース)が深く関係している。この点を踏まえ、日本の地形、気候、自然の営力、土地利用の変遷等人の営みといった分野の研究を通じて、人と河川との持続的な関わりのあるあり方について検討する。このような研究成果等を踏まえ、100年後に日本の原風景といわれる川の姿を形作るための方策について、継続的に検討を進める。」と記述しております。 なお、このようなことから、本提言においては、「本来」のみを用語として用いております。
23	3	16	(4)日本の河川環境の将来像	中山間部や郊外田園部のみの記述になっていますが、市街地にも触れる必要があると考えます。(他のページも同様、「里地里山」に関する記述も同様。)	御意見をいただいた箇所では、例示的に「山や川」と記述しておりますが、中山間部や郊外田園部のみでなく、市街地部も含まれると考えております。
4. 対応方針					
24	4	1	頭文	「地域社会との関わりを深めていくことが重要である。」この方策に踏み込んで提言してもらいたい。 例えば、河川協力団体に河川の調査、維持管理等の委託を行い、河川協力団体が住民と川との関わりに関する取組がし易いようにする等。	多自然川づくりにおいては、市民の関わりが重要であることから、「4. 対応方針 (5) 持続可能な川づくりのための地域連携の強化 ①地域社会が支える川づくり」で、「市民団体等と連携し、多自然川づくりの調査から維持管理、モニタリングまでの一連の取り組み過程に市民等が積極的に関わることができるような仕組みを構築する。」と記述しております。
25	4	2	(1)目標の設定	これまでの定性的な目標から定量的な目標に変えていく場合、技術的な課題に加え、誰がどのようにその定量的な目標の妥当性を判断するのか？また、定量的な目標の評価手法についても更なる研究が必要となる。	御意見を踏まえて「4. 対応方針 (1) 目標の設定 ①環境目標設定の手法確立と実践展開」を修文します。
26	4	3	(1)目標の設定	「4. 対応方針 ― (1)目標の設定」について 人の利用、福祉、景観面等の総合的な河川環境の目標設定についても、「長期的には」ではなく、河川生態系と併せて今回の提言の範疇において取り組む項目にする必要があるのではないのでしょうか。	御意見を踏まえて「4. 対応方針 (1) 目標の設定 ①環境目標設定の手法確立と実践展開」を修文します。
27	4	4	(1)目標の設定 (5)地域連携の強化	河川が地域づくりの「要」となる生態系ネットワーク展開の意義の強調 堤外地(河川区域)のみならず提内地(流域)も含めた取り組みである「生態系ネットワークの形成」は、多自然川づくりが目指す究極の発展型であると考えられる。生態系ネットワーク展開の本質である多様な主体が参画する「広域連携」と「事業連携」による地域づくりの「要」となる得る取り組みである点を強調していただきたい。	御意見を踏まえて「4. 対応方針 (5) 持続可能な川づくりのための地域連携の強化 ②流域住民と一体となった生態系ネットワーク形成」を修文します。
28	4	5	(1)目標の設定	多自然川づくりにあたっては、ある旗揚げ区間だけの取り組みではなく、一連区間について一貫性を持たせつつ、「持続」と「実践」を意識しながら進める必要があると考えます。流行りものに終わらないように、定着、継続させる必要があると考えます。	御意見を踏まえて「4. 対応方針 (1) 目標の設定 ①環境目標設定の手法確立と実践展開」を修文します。
29	4	6	(1)目標の設定	P8で目標の設定とあるが、水系として定めるのか、別の記載であるように、汽水域や都市河川区間などエリアを定めて目標設定するのでしょうか	御意見を踏まえて「3. 多自然川づくりの課題 (1) 目標の設定」、「3. 多自然川づくりの課題 (4) 持続可能な多自然川づくり」、「4. 対応方針 (4) 日常的な環境への取り組みの徹底 ①河川管理における環境への適切な取り組みの着実な実施」を修文します。

意見番号 通し 章 番号			対象箇所※ ※意見募集時点の構成ベース	頂いた御意見※ ※意見募集時点の構成ベース	頂いた御意見に対する考え方※ ※今回委員会の提言案の構成ベース
30	4	7	(1) 目標の設定	目標設定の考え方として、各河川、各区間のそれぞれにおいて、備えるべき要素と果たすべき役割についても提言の中で明文化しておくべきと考えます。	多自然川づくりににおいては、河川環境の評価や具体的な目標設定が進んでおらず、まずは、河川環境を評価する手法を具体化することが重要であることから、「4. 対応方針 (1) 目標の設定 ①環境目標設定の手法確立と実践展開」で、“河川環境の目標設定に向けて、まずは、河川生態系の観点について、「現況の自然環境、すなわち生物の生育、生息、繁殖環境を保全するとともに、できる限り向上させる」という基本的な考え方のもとで河川の環境を評価する手法を具体化する。”と記述しております。
31	4	8	(1) 目標の設定	行政と民間双方の河川技術者ともに大幅な現場技術の習得・向上を図るためには、時間的・人間的に現地に出掛ける機会を増加・拡大させ、かつそれらが定着し、継続する仕組みを構築（し、それを要領等として規定）して対応する必要があるものと考えます。	多自然川づくりにおいては、現場での学びが重要であることから、「4. 対応方針 (1) 目標の設定 ①環境目標設定の手法確立と実践展開」で、“現場に向いて自ら直接調査することが少なくなってきた河川技術者（河川管理者、建設コンサルタント等）に再び現場に頻繁に通い、学ぶ機会を増加されることにもつなげる”と記述しております。
32	4	9	(1) 目標の設定	多自然川づくりの「目標設定(リファレンス)」は、かねてより議論されており妥当な手法であるため、必要であり有効と考えるが、これには市民による評価を如何に得るのか、との項目を加える事が望まれる。	御意見の一部は、「4. 対応方針 (1) 目標の設定 ①環境目標設定の手法確立と実践展開」で、“人の利用、福祉、景観面等を含めた総合的な河川環境の目標設定についても検討を始める。”と記述しております。 また、市民の積極的な関わりが重要であることから、「4. (5) 持続可能な川づくりのための地域連携の強化 ①地域社会が支える川づくり」で、“市民団体等と連携し、多自然川づくりの調査から維持管理、モニタリングまでの一連の取り組み過程に市民等が積極的に関わることができるような仕組みを構築する。”と記述しております。
33	4	10	(1) 目標の設定	河川環境の目標設定の考え方 リファレンスとの乖離の程度から評価する手法を用い「現況の環境を保全するとともに、できる限り向上させる」について、よいと思うがそのほかに、住民から「かつての川」はどうだったのか等を聞き、その上で、どのあたりを目指すかを話し合って目標を設定することもあっていいのではないかと。河川ごと、地域ごとに目標は異なるはず。	御意見の一部は、「4. 対応方針 (1) 目標の設定 ①環境目標設定の手法確立と実践展開」で、“人の利用、福祉、景観面等を含めた総合的な河川環境の目標設定についても検討を始める。”と記述しております。 また、市民の積極的な関わりが重要であることから、「4. (5) 持続可能な川づくりのための地域連携の強化 ①地域社会が支える川づくり」で、“市民団体等と連携し、多自然川づくりの調査から維持管理、モニタリングまでの一連の取り組み過程に市民等が積極的に関わることができるような仕組みを構築する。”と記述しております。
34	4	11	(1) 目標の設定	多自然型川づくりとしてスタートした当初は、その区間に適した河川環境より、ただ単に巨石を配したりで河川利用者の安全性にも欠けるような、全く違和感のある河川工事が実施されていました。 その後、全ての河川工事で多自然川づくりとして河川工事が実施され、また、多自然川づくりの事例紹介等が行われ、また、工事個所の追跡調査を行うなどして、本当の多自然川づくりが浸透してきたと思います。 平成9年の河川法の改正で、計画、設計、施工、維持管理の各段階で市民の意見を積極的に取り入れるなど、また、高校生など次世代を担う方々にも積極的に参加していただき多自然川づくりが進められている河川もあります。 一方、災害復旧工事などコンクリートブロックを使用する工事については、多自然川づくりと言っても難しいところがあります。基本的に再度災害の防止が主のため、周辺の環境との調和が疎かになることがあります。また、工費についても、何らかの環境に適した工法を採用した場合は高価になることが多いと思います。 当初は手探り状態から始まった多自然川づくりですが、その川に適した環境目標を設定出来ればより良い河川環境が創出できると思います。 また、環境目標の設定には、幅広い市民、学生等からの意見を取り入れる事も重要と思います。	御意見の一部は、「4. 対応方針 (1) 目標の設定 ①環境目標設定の手法確立と実践展開」で、“人の利用、福祉、景観面等を含めた総合的な河川環境の目標設定についても検討を始める。”と記述しております。 また、市民の積極的な関わりが重要であることから、「4. (5) 持続可能な川づくりのための地域連携の強化 ①地域社会が支える川づくり」で、“市民団体等と連携し、多自然川づくりの調査から維持管理、モニタリングまでの一連の取り組み過程に市民等が積極的に関わることができるような仕組みを構築する。”と記述しております。
35	4	12	(1) 目標の設定	また、環境と治水とをトレードオフに捉える市民が多いのは実態であるが、それは維持管理を始めとして、多自然が予算確保に繋がらない事によるので、多自然＝景観改善＝市民評価＝予算確保とすべきと考える。 そのための企業の参画は有効であり非常に期待できるので、参画を促すその仕組み作りには期待している。	多自然川づくりにについては、市民への普及・啓発が重要であることから、「4. 対応方針 (3) 人材の育成・普及啓発 ③多自然川づくりの普及・啓発」で、“多自然川づくりの基本的な考え方や治水・環境両面の役割と効果について、広く一般の市民に浸透させるためのわかりやすい説明を工夫し、発信する内容や対象などに応じ、現地における表示なども含め、様々な手段を用いて周知を図る。”と記述しております。
36	4	13	(1) 目標の設定 (5) 地域連携の強化	P 9 ○流域と一体となった生態系ネットワーク形成の推進 自然豊かな上流域は、過疎化・少子化の影響を受け疲弊しているところが多い、このため、モデル流域を選定し、仕組みを構築してはどうか	貴重な御意見として今後の参考とさせていただきます。

意見番号 通し 章 番号			対象箇所※ ※意見募集時点の構成ベース	頂いた御意見※ ※意見募集時点の構成ベース	頂いた御意見に対する考え方※ ※今回委員会の提言案の構成ベース
37	4	14	(1) 目標の設定	また、4の対応方針についても、現実には即した川づくりをしていこうという強い意志が感じられます。その中で、一点、お願いがあります。（１）の目標設定のなかに、「川の中だけで川づくりを考えるだけでなく」という一文があります。まさにその通りで、河川の生物相を向上させていく上で、たとえば水路を通じての河川と田んぼとの繋がりは無視して通ることの出来ないものです。省庁の違いがあるので一足飛びにはいかないことと想像されますが、ぜひその繋がりを復活させられるよう、省庁間の連携を深めていただきたいと思います。	御意見として承ります。
38	4	15	(2) 環境管理の徹底	提言の中には調査、計画、設計、施工、維持管理の全ての段階において との表記があり、従来から実践をしてはいるものの、特に維持管理の段階における現場の状態把握やモニタリングなどが不十分な状況にあると思われる。 維持管理に関しては河川管理者のみならず多様な組織による状態把握が重要であり、PDCA型の維持管理の重要性と人材育成も含め取り組んでいく必要があるため、P9（２）環境管理の徹底の項目に維持管理計画に位置づける事は最も重要であるが、維持管理を実行する枠組みを作ることが最も重要であると思慮する。	御意見を踏まえて「4. 対応方針、(4) 日常的な環境への取り組みの徹底、①河川管理における環境への適切な取り組みの着実な実施」を修文します。
39	4	16	(2) 環境管理の徹底	多自然川づくりは施工して終わりではなく、調査・計画、実行、評価、改善のPDCAサイクルを継続していく必要があると思います。そのためには、継続できる体制を構築しなくてはならないと考えます。 特に地方自治体レベルでは、現在でも人手不足であるため、多自然川づくりのために新たな手間が増加することのないよう、人員や予算を確保しなくてはならないと思います。 提言（案）では、今後無理なく継続できる体制づくりについても明記しておく必要があると考えます。	御意見を踏まえて「4. 対応方針、(4) 日常的な環境への取り組みの徹底、①河川管理における環境への適切な取り組みの着実な実施」を修文します。
40	4	17	(2) 環境管理の徹底	P9 (2)環境管理の徹底 ○日常的な河川環境の・・・ この下に3項目示されているが、3番目の項目はローカルの話でなく、全国的視点から実施するものなので、ワンランク格上げした方がいい	御意見を踏まえて「4. 対応方針 (4) 日常的な環境への取り組みの徹底 ②戦略的な多自然川づくり」を修文します。
41	4	18	(2) 環境管理の徹底	「4. (2) 環境管理の徹底」で述べられている「環境管理基本計画における・・・必要事項を明確に位置付ける」ことは今回の提言で最も重要なこととも思われます。 多自然川づくりに最も必要なことは、人々に関心を持って貰うことだと考えるからです。最近は環境管理基本計画という言葉自体余り聞かれなくなってきたように思われます。それだけ社会の関心が薄いからでは無いでしょうか。一時期河川の環境保全が社会問題となった不幸な時期がありました。河川を管理する方から見れば迷惑な話と思われるが、多くの意見を聞くことは決して無駄にはなりません。どうか自信をもって批判を恐れず、環境管理基本計画についてもドンドン公表していただき、住民が自慢できる良い河川にしていきたいと思います。	多自然川づくりについては、市民に関心を持っていただくことが重要であることから、「4. 対応方針 (3) 人材の育成・普及啓発 ③ 多自然川づくりの普及・啓発」で、「多自然川づくりの基本的な考え方や治水・環境両面の役割と効果について、広く一般の市民に浸透させるためのわかりやすい説明を工夫し、発信する内容や対象などに応じ、現地における表示なども含め、様々な手段を用いて周知を図る。」と記述しております。 その他の内容につきましても、貴重な御意見として今後の参考とさせていただきます。
42	4	19	(2) 環境管理の徹底	不法耕作地や河川敷荒廃地の再自然化対策の推進 河川環境基図や河川環境情報図の整備に伴い、河川環境の保全や維持管理に負荷の大きい、不法耕作地や農地・グラウンド等が放棄され外来植物等が繁茂する地点や規模等の情報把握が可能な現状にある。これらの場所を積極的に再自然化させる方策実施を、多自然川づくりの対応方針のひとつに位置づけ、取り組んでいただきたい。	貴重な御意見として今後の参考とさせていただきます。
43	4	20	(3) 技術の向上	河川構造の固定化による弊害への対応 上流からの栄養分や土砂流入の減少による経年変化の対応。	御意見を踏まえて「4. 対応方針 (2) 技術の向上・一連の取り組み過程の徹底 ⑤技術等の開発」を修文します。
44	4	21	(3) 技術の向上	大出水を経験した「多自然川づくり」について 河川では出水により川の状態が一変する事があります。特に中小河川では今まで進めてきた「多自然川づくり」が、出水により今まで進めてきた「多自然川づくり」の苦労が「水の泡とってしまう場合もあります。特に近年の集中豪雨もあり、今後さらに大規模な出水が想定され、災害復旧で復旧しても予算的な限界もあるので、なかなか当初の形状に復旧は難しいのが実態かと思えます。出来れば出水等による被災を受けた後の「多自然川づくり」が無駄でなかった何かの評価・方法等について記載頂けると元気が出ると感じます。	多自然川づくりにおいては、目指したもののやその考え方を引き継ぐことが重要であることから、「4. 対応方針 (2) 技術の向上・一連の取り組み過程の徹底 ②多自然川づくりの一連の取り組み過程の徹底」で、「多自然川づくりは、調査、計画、設計、施工、維持管理と一連の行程があるが、各段階で設定した目標やその考え方、設計時に想定していた外力等の条件について情報が各担当者に引き継がれるよう、チェックリストの作成や河川環境情報図の活用などを徹底する仕組みを構築する。」と記述しております。

意見番号 通し 章 番号			対象箇所※ ※意見募集時点の構成ベース	頂いた御意見※ ※意見募集時点の構成ベース	頂いた御意見に対する考え方※ ※今回委員会の提言案の構成ベース
45	4	22	(3) 技術の向上	国勢調査で得られたデータの評価方法や分析精度の標準化や、現地での調査方法や調査する方の技術向上を進めてもらい、できれば調査方法の国際標準化を目指してほしい、また観光として、調査への参加も進めていけば河川へ関心をもつ方も増えると思います。	多自然川づくりにおいては、河川水辺の国勢調査等に関する技術の向上が重要であることから、「4. 対応方針 (2) 技術の向上・一連の取り組み過程の徹底 ③多自然川づくりが河川生態系へもたらす変化の把握」で、「多自然川づくりが河川生態系にもたらす変化を把握するため、河川生態学術研究会と連携しつつ、河川水辺の国勢調査における調査及び必要なモニタリング調査等を活用して、多自然川づくりのもたらす影響を評価するための仕組みを構築する。あわせて、河川への作用（インパクト）と生態系の変化（レスポンス）について研究を進める。」と記述しております。 また、国際標準化等は、貴重な御意見として今後の参考とさせていただきます。
46	4	23	(3) 技術の向上	「河川環境情報図」3D化し、冠水頻度、固定砂州、移動河床の範囲等を表示した電子データとしてもらいたい（情報のICT化を行ってもらいたい。）。	貴重な御意見として今後の参考とさせていただきます。 なお、いただいた御意見の趣旨は、「4. 対応方針 (2) 技術の向上・一連の取り組み過程の徹底 ①多自然川づくりの技術的なレベルアップ」で、「検討にあたっては、一定区間毎の横断図あるいは平面図として川を捉えるのではなく、できる限り河川を3次元として立体的に捉え、それに加えて時間軸も意識するようにするべきである。」と記述しております。
47	4	24	(3) 技術の向上	i-constructionにおける3D河道掘削への対応 従来から多自然川づくりでは、画一的定規断面での河道掘削を好ましいものとみなしてこなかったが、3D河道掘削ができるようになって、どのような河道をつくればいいか検討が必要	貴重な御意見として今後の参考とさせていただきます。 なお、いただいた御意見の趣旨は、「4. 対応方針 (2) 技術の向上・一連の取り組み過程の徹底 ①多自然川づくりの技術的なレベルアップ」で、「検討にあたっては、一定区間毎の横断図あるいは平面図として川を捉えるのではなく、できる限り河川を3次元として立体的に捉え、それに加えて時間軸も意識するようにするべきである。」と記述しております。
48	4	25	(3) 技術の向上	P9 (3) 技術の向上 多自然に関係する水辺の国勢調査、水データベース、物理環境データ等についてリマディスとも連携して、データベース化、GIS化することにより、各種データを重ね合わせたり、相関を取ることが可能となり、新たな技術の展開に繋がる	貴重な御意見として今後の参考とさせていただきます。
49	4	26	(3) 技術の向上	「河川の攪乱」を活かした容易な維持管理には非常に期待しており、良い発想と思われることから、水際や高水敷部分やダムからの排砂による効果のみではなく、例えば高木の日陰を利用した除草の軽減等、環境と治水的な手法、技術の検討を待ちたい。	貴重な御意見として今後の参考とさせていただきます。
50	4	27	(3) 技術の向上	河川水辺の国勢調査の結果が住民にも理解でき、利用できるような情報にしてもらいたい（貴重なデータを利用しやすい形で提供してもらいたい。）。	貴重な御意見として今後の参考とさせていただきます。 （なお、河川水辺の国勢調査の結果については、河川環境データベース（http://mizukoku.nilim.go.jp/ksnkankyo/）として公開しております。）
51	4	28	(3) 技術の向上	先人の古くからの川づくり工法の基本に学び、現在～将来にわたって、その時々技術力に当てはめ、さらに工夫や技術開発をしながら多自然川づくりを進めていく必要があると考えます。（まさに、長期的なPDCA サイクルではないでしょうか。）	貴重な御意見として今後の参考とさせていただきます。
52	4	29	(3) 技術の向上	良い河川へ発展させるには、市民の参加が不可欠であるが、積極的な参加実績はレアであり、特に都市部では皆無に近い。一方、市民の評価を得る事が多自然の発展には重要、不可欠であることから、単に多自然を目的にするのでは無く、先ずは特に人口の多い都市河川を対象として、景観の改善や潤い空間の醸成、美しい河川の整備を、当面達成する目的とし、それを達成する手法として、多自然の思想、技術を活用すべきと考える。 つまり、先ずは河川空間やその価値を人間の観点から高める事で市民の賛同を得ることにより、行政の河川環境への位置付けの向上が可能となり、については多自然整備に必要な予算確保に繋がる事となる。	貴重な御意見として今後の参考とさせていただきます。
53	4	30	(3) 技術の向上	また、同じ4の(3)技術の向上にある攪乱作用を利用しながらの維持管理という文言にも期待しています。私どもの暮らす流域では、川底の砂漠化、アーマ化が進んでしまい、出水時に河床攪乱が起きにくくなってしまっています。当然のことながら砂防、治山事業との関係もあると思うので、その辺りの調整をつけつつ、治水の観点を保ちながら河川に砂利、岩を戻し、豊かな川にしていけるよう技術開発をお願いしたいと思います。	御意見として承ります。

意見番号 通し 章 番号			対象箇所※ ※意見募集時点の構成ベース	頂いた御意見※ ※意見募集時点の構成ベース	頂いた御意見に対する考え方※ ※今回委員会の提言案の構成ベース
54	4	31	(4) 人材の育成	多自然川づくりを推進する場合の課題は、基本は人材育成である。 特に多自然川づくりの思想を現地のもづくりに反映できる人材の確保である。アドバイザー制度による技術指導ではあまりにも指導者が少なすぎる。河川行政に携わる技術職員やコンサル、施工業者も誰もが当たり前現場でものづくりができる技術の継承の仕組みが必要である。四国の福岡脩文氏みたいな人材を如何にしてつくれるかが課題である。 国・県・市町が一丸となって人材を育成する仕組みが必要であると思われる。提案として、全国ではなく、地方単位で（各整備局単位・各県単位）での多自然技術研究会の設置と継承の仕組みづくり。水をコントロールする現地技術の継承の仕組み等を早急に行い、実践を重ねることが重要である。 今後河川は維持管理の時代である。維持管理の細かい技術にも多自然川づくりの思想が反映されるような仕組みづくりが求められている。	御意見を踏まえて「4. 対応方針 (3) 人材の育成・普及啓発 ① 人材の育成」を修文します。
55	4	32	(4) 人材の育成	多自然川づくりは、河川環境保全活動を主な活動とする市民団体には随分と浸透していると思う一方、自治体の担当者の認知度がいまだに意識が低いと思われます。特に多自然川づくりのポイントブック3では中小河川での実践解説書であるので自治体の担当者が十分に理解をされることが望ましいと思いますが、今までは出来ていないように思われます。 今後は市民だけではなく、自治体担当者にももっと推進をされることを期待します。ただ、このような意見をかいておりますが、「どのようにしたらよい」と具体的な提案がなく、申し訳なく思います私の意見として述べさせていただきます。	御意見を踏まえて「4. 対応方針 (3) 人材の育成・普及啓発 ① 人材の育成」を修文します。
56	4	33	(4) 人材の育成	災害復旧での激特事業や助成事業等では多自然川づくりの考えが浸透しているとあるが、災害復旧では通常の単災が主であり特に自治体では河川の工事は単災の災害復旧事業が主となっており、単災に関する評価・方針等を示す必要があるのではないかと。 現在、河川の災害復旧では河川環境特性を整理し（A表）環境に配慮した災害復旧を進めているが、実態は中小河川では災害復旧の原形復旧の原則や河積・用地・工期等の制限から必ずしも良好な生息・生育環境に配慮されているとはいえず、担当技術者は悩んでいる状況と思われる。 ただ、多自然川づくりの必要性については発注、設計、施工、管理に携わる技術者は認識しており、一部では限られた範囲での工夫がなされて保全と再生が行われている。よって、このような事例を携わる技術者に災害復旧事業の講習会や会議等で災害復旧でできる範囲を具体的に周知しましたそれを評価する必要があると思われる。	御意見を踏まえて「4. 対応方針 (3) 人材の育成・普及啓発 ① 人材の育成」を修文します。
57	4	34	(4) 人材の育成	・地域にとってシンボルとなる川（寺島川）の復活を目指したい。 ・現在の新町川の護岸は大半がパラペット護岸タイプであり、水に触れることが可能となる場所が少ないため、部分的に段階護岸を整備して水辺に近づける場所を創出したい。 ・川には2面性（やすらぎや潤いを与えてくれる点と、急な流れ込みや深みなどの危険な箇所）があることをしっかりと、子供の時から教育として教えて行く必要がある。 その上で、川へ導くための環境教育を継続して実施していくことが大切である。 ・現在の「単に危ないから近づくな」というだけの学校教育では、残念であるため、しっかりと川の良さを伝える必要があると考えている。 ・市民が欲しいと思う川、川辺を作って行きたい。	御意見を踏まえて「4. 対応方針 (2) 技術の向上・一連の取り組み過程の徹底 ② 多自然川づくりの一連の取り組み過程の徹底」を修文します。
58	4	35	(4) 人材の育成	また、市民を対象とした人材育成についても考えていいのではないかと。	御意見を踏まえて「4. 対応方針 (3) 人材の育成・普及啓発 ③ 多自然川づくりの普及・啓発」を修文します。
59	4	36	(4) 人材の育成	【川と人の関わり】 ・河川利用者数は、近年では維持傾向からやや減少傾向になっており、散策やスポーツ利用の割合が増加傾向となっている。 ・川と人との持続的な関わりの方 ・次世代を担う子どもたちをいかに河川に導くかが重要である。 ⇒河川利用者が減少し、自分たちの暮らしを支えている河川への興味が薄れている為、子ども達を河川へ導き川と人とのつながりを取り戻す事はとても大切な事だと考えます。その中で、川との関わり方が「散策やスポーツ利用」といった河川敷のみを利用するのではなく、釣りや生き物観察、カヌー等といった川の中へ入る若しくは川の中を利用する人の数を増やすことも大切であると考えます（利用の質の向上）。	御意見を踏まえて「4. 対応方針 (3) 人材の育成・普及啓発 ③ 多自然川づくりの普及・啓発」を修文します。

意見番号 通し 章 番号			対象箇所※ ※意見募集時点の構成ベース	頂いた御意見※ ※意見募集時点の構成ベース	頂いた御意見に対する考え方※ ※今回委員会の提言案の構成ベース
60	4	37	(4) 人材の育成	次世代を担う子供と河川の復元（市民、企業の参加） “川は危ないところ ＝ 近づいてはいけない” といった認識が強い。 川（自然）は危険であるが、美しく楽しい場所である。 地域ごとに故郷、川づくりの取り組みに、子供達を積極的に参加させ、川（故郷）づくりの認識を持たせる事が、今後の河川行政に重要且つ必要であると思います。 EX) ・ ホタルの復活事業に参加（学校内ビオトープやカワニナの養殖） ・ 鮎の放流、追跡調査への参加 ・ 川ガキ達の見守りと支援（川、故郷の良さと危険の再認識） ・ 川は地域の財産（静岡県源兵衛川、神奈川県和泉川 等） ・ ・ ・ 川が町のシンボル、財産となり地域全体で守っている	御意見を踏まえて「4. 対応方針 (3) 人材の育成・普及啓発 ③多自然川づくりの普及・啓発」を修正します。 なお、例示していただいたものは、貴重な御意見として今後の参考とさせていただきます。
61	4	38	(4) 人材の育成	環境と治水はトレードオフであり、両立は受け入れられないので、川を環境エリア、治水エリアと分離したり、河川毎に、環境・治水、それぞれを主体などとして、整備を行うなどの方法も考える方法もある。	多自然川づくりにおいては、環境・治水の両面の役割と効果のついての理解が重要であることから、「4. 対応方針 (3) 人材の育成・普及啓発 ③多自然川づくりの普及・啓発」で、“多自然川づくりの基本的な考え方や治水・環境両面の役割と効果について、広く一般の市民に浸透させるためのわかりやすい説明を工夫し、発信する内容や対象などに応じ、現地における表示なども含め、様々な手段を用いて周知を図る。”と記述しております。
62	4	39	(4) 人材の育成	多自然川づくりは、沿川住民の意向が最重要であるが、「基本方針」「河川環境情報」「多自然アドバイザー」等いろいろな仕組みが沿川住民に周知されているか疑問である。	多自然川づくりについては、市民に周知されることが重要であることから、「4. 対応方針、(3) 人材の育成・普及啓発、③多自然川づくりの普及・啓発」で、“多自然川づくりの基本的な考え方や治水・環境両面の役割と効果について、広く一般の市民に浸透させるためのわかりやすい説明を工夫し、発信する内容や対象などに応じ、現地における表示なども含め、様々な手段を用いて周知を図る。”と記述しております。
63	4	40	(4) 人材の育成	・ 多自然型川づくり通達後四半世紀、河川法改正20年を経て、多自然川づくりは何が進んだのか、何が課題として残っているのか、よく分析されており、これから何をすべきかという提案については、河川管理者として長らくこの問題に携わった者として、また一方、市民活動者（NPO）としてもこれに関わってきた者として、両方の立場から大いに共感する内容です。 ・ 当県内の川、あるいは全国の多自然川づくりを見てきましたが、この提言の内容は河川の現状を客観的、かつリアルに反映しており、このようなお固い内容の文章でありながら（全体的に）感動すら覚えました。 ・ 多自然川づくりを始めとする持続可能な地域づくりを進めるために、最も重要なことは、「流域内での営み」という視点、その担い手の育成という視点だと強く意識するようになりました。この提言には、それが十分に盛り込まれており、その具体的手法や政策に期待するものです。 ・ 特に人材の育成という点で、次期「多自然アドバイザー」の育成は極めて重要で急務なテーマです。アドバイザーはこれまで質の高い多自然川づくりを展開、普及するうえで大きな役割を担ってきたかと思いますが、私の知る限り限られた人材で実施されてきた印象で、このリーダー的存在を幅広く次世代に求めることが有効であると共感します。	多自然川づくりについては、多自然川づくりアドバイザーの養成が重要であることから、「4. 対応方針 (3) 人材の育成・普及啓発 ②多自然川づくりアドバイザーの養成」で、“多自然川づくりアドバイザーの人材育成・確保のために、生態学や工学の分野で河川にかかわる職員（行政・研究）、大学職員等を対象に、現アドバイザーによる指導、研修、現地実習などを行うことにより、優れた次期アドバイザーを育成する。”と記述しております。
64	4	41	(4) 人材の育成	河川設計のマニュアル本は『ポイントブックⅢ』、『美しい山河を守る災害復旧基本方針』で示されており、地域ごとの勉強会等も実施され関係者の認知度も向上してきたに思えます。しかし、現場では河川改修及び災害復旧の査定時に現地調査を行いマニュアルに沿って提案したにもかかわらず、「コストが高い」との理由等で原形復旧査定された事例も未だ見受けられる（担当者の意欲、技術向上をなくす最低の事例）。 今後、このようなことが少なくなり、『河川アドバイザー制度』の活用で、より一層の努力と活躍を期待します。	多自然川づくりについては、多自然川づくりアドバイザーの養成が重要であることから、「4. 対応方針 (3) 人材の育成・普及啓発 ②多自然川づくりアドバイザーの養成」で、“多自然川づくりアドバイザーの人材育成・確保のために、生態学や工学の分野で河川にかかわる職員（行政・研究）、大学職員等を対象に、現アドバイザーによる指導、研修、現地実習などを行うことにより、優れた次期アドバイザーを育成する。”と記述しております。
65	4	42	(4) 人材の育成	以前、全国の河川に関係するNPO関係者の集いがありましたが、現在も継続されているのでしょうか？ 今後の河川行政を効率的、効果的に進めるには重要な集いだと思います。 積極的な活用と運用を期待します。	多自然川づくりにおいては、市民団体等との連携が重要であることから、「4. 対応方針 (3) 人材の育成・普及啓発 ③多自然川づくりの普及・啓発」で、“川をフィールドとして活動している市民団体等と連携し、市民が継続的に川に親しみを持ち、生き物と触れ合い、地域の歴史や文化を含めた川そのものや川の景観等について学び、理解した上で、市民自らが多自然川づくりに積極的に関わっていくための河川環境教育や普及・啓発を推進する。”と記述しております。

意見番号 通し 章 番号			対象箇所※ ※意見募集時点の構成ベース	頂いた御意見※ ※意見募集時点の構成ベース	頂いた御意見に対する考え方※ ※今回委員会の提言案の構成ベース
66	4	43	(4) 人材の育成	【川のあるべき姿の明確化】 ・多自然川づくりは、地域の生活や社会とのかかわりで持続するもの。 ・そもそも川は本来どのような姿であったのか。 ・地域社会との関わりを深めていく ・河川環境の管理に必要な事項を明確に位置付ける ・地域社会が持続的に支えることのできる川づくり ・地域の関係者が、河川の望ましい将来像を共有 ⇒地域社会の中で、川がどのような姿であるべきかを地域住民が考え、ビジョンを明確化し共有する事で、地域主体での河川環境の維持向上を図れるという考えに同意します。川のあるべき姿の中で、子どもがどの様に川に関わっている事が、あるべき姿なのかを明確にすることで、川と人との関わりを持続可能にできると考えます。 また、地域住民を巻き込む際に、「川の望むべき姿」を、映像やイラスト等で見える化する事が効果的であると考えます。	多自然川づくりににおいては、市民団体等との連携が重要であることから、「4. 対応方針 (3) 人材の育成・普及啓発 ③多自然川づくりの普及・啓発」で、“川をフィールドとして活動している市民団体等と連携し、市民が継続的に川に親しみをもち、生き物と触れ合い、地域の歴史や文化を含めた川そのものや川の景観等について学び、理解した上で、市民目線で多自然川づくりに積極的に関わっていくための河川環境教育や普及・啓発を推進する。また、次世代を担う子どもたちが川により親しめるよう、河川環境教育の一環として、子供自らが川の自然を調査・研究し、その優れた成果を表彰するなど、子どものやる気を上手に引き出すための仕組みを構築する。”と記述しております。
67	4	44	(4) 人材の育成	かつ、一般社会に向けて多自然川づくりの認知度を向上させるため、働き掛けの手段として「河川環境管理基本計画」策定の際に用いた各対象河川毎に「理念」や、キャッチフレーズを掲げる等の手法も有効であると考えます。（→提言を受けた施策展開に関わる事柄かもしれませんが、念のため。） 河川環境管理の基本方針を謳い文句として表現した例として、下記信濃川水系について記憶する処を記します。 「悠久なる大河に郷愁と敬慕と飛翔の想いをこめて。」 ※(上流) (中流) (下流) 各区分を象徴的に表す文言の例として紹介。 ・上流(千曲川)：全国に名の通る詩情豊かな河川、人の心情部分に働き掛けてくる区間。 ・中流(信濃川)：川の王様たる滔々たる流れ・河原と、全国屈指の大治水事業「大河津分水」を有する区間。 ・下流(信濃川下流)：我が国最長の大河が日本海側唯一の政令指定都市新潟市(大陸への玄関口)の中心市街地を流れ、日本海に注ぐ区間。 多自然川づくりの着実な展開が図られ、社会・生活環境の向上に寄与するよう願っております。	貴重な御意見として今後の参考とさせていただきます。
68	4	45	(4) 人材の育成	【河川環境教育について】 ・河川環境の目標は定性的な表現にとどまっている。 ・川をフィールドとして活動している市民団体等と連携し、地域住民が継続的に川に親しみを持ってもらうために河川環境教育を推進する。 ⇒“子ども”が“川の中に入って若しくは川に中を利用”している頻度の定量定期な目標を定め、目標達成に向け市民団体等と連携して、「子どもを川に導く」施策を実施する事が必要と考えます。	貴重な御意見として今後の参考とさせていただきます。
69	4	46	(4) 人材の育成	“(4) 人材の育成 多自然川づくりの普及・啓発” (1 1頁)について申し上げます。 「多自然川づくりの治水・環境両面の役割と効果について、広く一般の方々に浸透させるためのわかりやすい説明を工夫し、発信する内容や対象などに応じ、現地における表示なども含め、様々な手段を用いて周知を図る」との記載内容についてですが、多自然川づくりで今まで既実践してきたことについても、広く一般の方々に周知して理解を深めて頂くことも大切かと思われます。 例えば、過去、多自然川づくりの配慮を行った箇所について、現地にその内容が分かる看板を設けたり、ホームページ上に該当箇所を公開するなどして、将来的なことだけではなく既実績のある場所と多自然川づくりをしたその成果が、一般の方にも目に見えて分かるような形で周知する方法も、併せてご検討されてみてはいかがでしょうか。	貴重な御意見として今後の参考とさせていただきます。
70	4	47	(5) 地域連携の強化	多自然川づくりへの市民参画 4- (5) 地域連携の強化として、「多自然川づくりに市民等が積極的に関わることができるような仕組みを構築する」とあるが、これではあいまいに過ぎる。仕組みづくりが目標のようになってしまう惧れがある。 「川づくりの計画・設計・施工の各段階に最初から市民・市民団体を積極的に参画させるよう努力する」などと、踏み込んでほしい。 個人的な経験からも、計画段階からの参画が自分たちの川という意識を育み、工事完成後の維持管理にも主体的に取り組むことができています。	御意見を踏まえて「4. 対応方針、(5) 持続可能な川づくりのための地域連携の強化、①地域社会が支える川づくり」を修文しております。

意見番号 通し 章 番号			対象箇所※ ※意見募集時点の構成ベース	頂いた御意見※ ※意見募集時点の構成ベース	頂いた御意見に対する考え方※ ※今回委員会の提言案の構成ベース
71	4	48	(5) 地域連携の強化	予算の確保が重要 多自然川づくりの施工箇所はもとより、河川環境の良好な地区を維持していくためには、継続的に調査や人の手を加える必要がある。また、ハリエンジュ林の拡大、ヤナギ繁茂による河畔林の単一化など、河川環境上の好ましい状況とは言えない地区が増えているのでは。良好な河川環境を維持・創出していくためには、予算の確保（例えば、新たに「多自然川づくり予算」や基金の創出）を行い、河道内の継続的な維持管理が必要である。	多自然川づくりにおいては、持続可能な川づくりが重要であることから、「4. 対応方針 (5) 持続可能な川づくりのための地域連携の強化 ①地域社会が支える川づくり」で、「地域の関係者が、河川の望ましい将来像を共有した上で、持続可能な川づくりを進めるため、地域連携の強化を図る。具体的には、市民団体等と連携し、多自然川づくりの調査から維持管理、モニタリングまでの一連の取り組み過程に市民等が積極的に関わることができるような仕組みを構築する。また、河川の樹木等の資源的価値を再認識し、地域経済の中でこれらの資源が活用されるための仕組みを構築する。あわせて、地域の中で河川の魅力を向上させることで、自ずと地域住民等の手により良好な河川環境が持続されるような仕組みの構築も検討する。」と記述しております。 なお、例示していただいたものは、貴重な御意見として今後の参考とさせていただきます。
72	4	49	(5) 地域連携の強化	どんなに素晴らしい多自然川づくりプランでも、それを現場の川に反映するのは、市民のセンスできる。 行政マンは3年で異動し、川を知る市民・住民だけが残る。 この川で何ができるかではなく、この川には何が必要か、優先順位はなにか、何が決め手になるか。なぜそうしたのか。そのことを一番知る者に権限、実権が与えられる仕組みが必要である。 地元住民の要請の無いところに、付加的予算を付けることはできない。地元要請の中味は、市民・住民の熟練度で決まる。多自然川づくりの理解度もその1つ、河川工学のイロハも必要。川幅を広げれば土砂堆積が起こり、狭めれば土砂は流される、河床掘削や堆積を起こさせ、多様な生態系を作る。周りの環境を考えて、川に何をしてもらうか、受け持ってもらうか。どんな地域の自然環境をめざすのか、そのために川は何ができるのか。 河川改修案を市民が策定する。または市民参加で策定する。委員会・審議会の原案を市民が作る、作れる立場に立たせる。形式的な市民参加ではなく、実質的な市民参加は、原案づくりを市民が行えるにかかっている。 行政マンが相反する条件・要望に悩みに悩んで決めた案を市民が選ぶのではなく、相反する条件に市民と行政が悩みに悩んだ案を、全体で検討する。委員会に提案する議案を市民が作る、または市民参加で作る。行政・コンサルがお膳立てをした案を、市民が検討・選定する方式は早くやめるべき。そこまで付き合えない市民なら、良い川づくりは望めない。 これまで行政が結論に至ったプロセスを、市民も同じようにたどれるようにすること、おおよそ誰がやっても同じような結論に収斂される。ならないのは、行政に秘密があるから。情報公開できないものがある。情報公開とは、工事に与えられた条件を公開すること、行政に不都合な情報も公開する。 これらが出来れば10年かかる市民の成長が、一回で可能になる。川づくりの場で、市民育成の視点が行政マンに求められる。 問題は、原案情報を早く知った者が、入札に有利になる。この守秘義務を市民が負えるか。行政が市民参加を躊躇する理由がここに有る。 詳細情報まで知らなくとも、市民は原案作りを行える。情報公開も、業者よる有利不利のないように、検討期間を充分に与えればよい。 また、事業者決定後も詳細設計に市民が参加する、現場施工にも関わる。施工業者と話し合い、なぜこうするのか、何を狙っているのか協議する。現場判断で変わることもままある。 そのことまで市民が付き合えるモチベーションは、自分達の川ができるという意識にある。民意を汲まないプランには反対、プレーキがかかる。 提言は、行政側からの視点、目標達成で書かれている。 市民の熟度が、川づくりのよしあしを決めている。市民の成長なくして川づくりの成長無し、多自然川づくりの視点は、人づくりのためにどんな意思決定プロセスを持つのかにかかっている。原則、原案づくりを市民が行う、行える立場に立たせる。それを含めた提言にすべきである。 計画決定への実質的な市民参加による市民練度の熟成を要望です。 行政マンは3年で移動し、市民は残ります。改修前後も、川を取り巻く地域に責任を持つのは市民です。 川づくりのレベルは市民の民度に規定されます。 市民が川づくりの主体・主人公になる中で、賢くなり、自覚的な市民として現場をコントロールできる側になります。 計画決定という責任ある作業を一人行政側だけで行い、市民を排除しています。市民には結果への同意を求めているだけです。 市民が自立できる最大のチャンスが計画決定での責任ある立場に立つこと、立たせることです。 行政側にはその覚悟が求められます。そのことを提言に入れるべきです。 行政は自覚ある市民をつくること、川づくりはその目的達成の手段である。	多自然川づくりにおいては、市民の関わりが重要であることから、「4. 対応方針 (5) 持続可能な川づくりのための地域連携の強化 ①地域社会が支える川づくり」で、「市民団体等と連携し、多自然川づくりの調査から維持管理、モニタリングまでの一連の取り組み過程に市民等が積極的に関わることができるような仕組みを構築する。」と記述しております。 また、「4. 対応方針 (3) 人材の育成・普及啓発 ③多自然川づくりの普及・啓発」で、「川をフィールドとして活動している市民団体等と連携し、市民が継続的に川に親しみをもち、生き物と触れ合い、地域の歴史や文化を含めた川そのものや川の景観等について学び、理解した上で、市民目線で多自然川づくりに積極的に関わっていくための河川環境教育や普及・啓発を推進する。また、次世代を担う子どもたちが川により親しめるよう、河川環境教育の一環として、子供自らが川の自然を調査・研究し、その優れた成果を表彰するなど、子どものやる気を上手に引き出すための仕組みを構築する。」と記述しております。
73	4	50	(5) 地域連携の強化	市民団体等と連携し、市民等が積極的に関わることができるような仕組みの構築について、これまでの評価を行ってもらいたい（今のままでは限界を感じている。）。	貴重な御意見として今後の参考とさせていただきます。

意見番号 通し 章 番号			対象箇所※ ※意見募集時点の構成ベース	頂いた御意見※ ※意見募集時点の構成ベース	頂いた御意見に対する考え方※ ※今回委員会の提言案の構成ベース
74	4	51	(5) 地域連携の強化	私は昭和51年に初めて河川事業に携わりました。当時は「多自然川づくり」と言う言葉もなく、工事に伴う魚類への影響も考慮する事はほとんどなかった時代でした。この間「多自然型川づくり」、「多自然川づくり」を進め多くの事例・蓄積もあり、現在の河川技術者には河川工事を実施する上では、常に魚類等の生息環境を当然のごとく念頭に置いて工事を進める意識がインソールされていると思います、これがこれまでの取り組みの重要な成果かと思えます。 今回の提言については大変貴重な内容と感じています。 私は特に大河川で河川事業を担当していましたが、前回の提言でもやはり中小河川での「多自然川づくり」が中心で大河川での多自然川づくりの内容が少なかったと感じています。ともすれば大河川では難しいので、中小河川で進めていけば良いのではないかと感じていた事もあります。 昨年、北海道ではS56以来の大出水を経験した事も受けて下記の2点について意見を述べさせていただきます。 「多自然川づくり」の継続性について この間、いくつか「多自然川づくり」を行い、モニタリング等にも携わってきましたが、河川管理者単独による「多自然川づくり」は、河川管理者が2年程度で交代となることから、造った後の管理がされない場合が多いと感じています。今回の提言にもありますが、地域住民・学校等も参画してもらう事により地域の方がモニタリングし、河川管理者に意見を言ってくれる事もあり、河川管理者の側でも人が変わっても意識する機会となり、過去の「多自然川づくり」を地域の人から教えてもらう機会ともなるので、河川管理者以外の参画は継続性からは重要と感じています。	御意見として承ります。
75	4	52	(5) 地域連携の強化	「地域連携の強化」については、長年議論されているが、例えば治水における総合治水での議論の様に、線の管理者である河川管理者が、面である流域への関与は困難であったため、現状でも、水質、水量等は流域の活動の結果を河川は受け入れざるを得ないのが現状であり、共通目標や成果を示す仕組みの構築する手法が見いだせないのではと懸念されるので、今後の議論の発展に期待する。	御意見として承ります。
76	4	53	(6) 変化を踏まえた将来の河川像の検討	将来像について 人口減少による流域・圏域での土地利用の変化とそれに伴う河川への影響についても考える必要があるのではないか。	御意見を踏まえて「4. 対応方針 (6) 変化を踏まえた将来の河川像の検討 ①気候変動や人口減少などの河川を取り巻く状況の変化等の分析」を修文します。
77	4	54	(6) 変化を踏まえた将来の河川像の検討	流水のない川に流量確保を 先ずは降雨の時だけ流水があり、治水のためにだけあるような水源の乏しい河川は、かつては田園都市で正常な水循環が行われ、少ないながらも湧水で流量を確保していました。 少しの雨でも河川に近い道路や草地から湧いていた水も、昭和40年ごろから減少、古くからある水窪も乾きはじめてました。 それにとって代わったのが家庭からの雑排水です。 下水処理施設が稼働を始め、平成に入ると清瀬市のもう一つの河川柳瀬川と共に、生態系は豊かになりました。 空堀川の河川拡幅工事により、もともと少ない流水はほとんど地下浸透。 流水のない河川は生き物の創出どころか、降雨時に柳瀬川とつながり、そこに棲む生き物が支流の空堀川に遡上します。保水することのできない空堀川は雨が止むと水は引いてしまい、後に残るのは心痛む結末です。 温暖化を抑制するはずの河川が、ヒートアイランド化します。 流水があってこそ多自然川づくり、瀬切れを起こす河川に流量の確保を。生き物の命の繋がる工法を。	個別河川の事例として承ります。 なお、河川はそれぞれ異なる特性を持つものであり、各河川に適した多自然川づくりが重要であることから、「はじめに」で、“河川は、流域の規模、地形、地質、気候、生態系等の自然的条件と地域の生活、産業、土地利用、水利用等の社会的条件、あるいは、古来から信仰対象として川が大切にされてきたといった歴史・文化的側面も含め、それぞれ異なる特性を持つ。本提言の趣旨を踏まえ関係者と議論を行いながら、各河川に応じた多自然川づくりを実践する河川行政の推進に努めていただきたい。”と記述しております。
78	4	55	(6) 変化を踏まえた将来の河川像の検討	・河道内での水温モニタリングの充実 理由 水質自動観測装置の中に水温計もあるが、どちらかというと利水上重要なポイントに設置されていて、水温データも重要視されていない。しかし適正な水温は水生生物の生息・生育に必要不可欠です。大量取水後の減水区間での水温上昇、温排水の影響など水生生物に大きな影響を与えることから、しっかりと水温モニタリングを行ってほしい	貴重な御意見として今後の参考とさせていただきます。
79	4	56	(6) 変化を踏まえた将来の河川像の検討	明治改修の施設が、現在も機能している河川施設は、自然豊かな形態となっている。つまり、自然環境の評価は100年後ぐらいのインターバルで行うべきであり、短い時間に環境効果の評価とか、目標・計画の変更は重く扱わないこと。	貴重な御意見として今後の参考とさせていただきます。
80	4	57	(6) 変化を踏まえた将来の河川像の検討	P 1 2 (6) 変化を踏まえた将来の河川像の検討 東北大地震の事例を参考に、今後、地球規模での海面上昇、大地震、大津波等の壊滅的な外力が発生した場合の、調査項目、手法等を検討しておき迅速・効果的な河川環境のミチゲーションに寄与すべき	貴重な御意見として今後の参考とさせていただきます。
全般					
81	全	1		全般 (用語) 市民、地域住民 この二つの使い方 個人的には全て地域住民 有識者、専門家、生態学者、学識経験者、 いろいろな表現が見られます NPO等、市民団体等 P6 15行目 河川技術者 P9 2行目 河川技術者(河川管理者、建設コンサルタント) 初めに()で説明があった方がいい	前回提言(多自然型川づくりレビュー委員会提言「多自然川づくりへの展開(これからの川づくりの目指すべき方向性と推進のための施策)」、平成18年)で用いた用語を踏まえて修文します。

意見番号 通し 章 番号			対象箇所※ ※意見募集時点の構成ベース		頂いた御意見※ ※意見募集時点の構成ベース	頂いた御意見に対する考え方※ ※今回委員会の提言案の構成ベース
82	全	2			実施体制（地域の参加者）にかかわる事項：提言中に、「市民」、「地域住民」の文言がありますが、「市民」は定義が不明確であり、適切な表現に変えるか、「地域住民」に統一すべきではないでしょうか。	同上
83	全	3			地域住民だけを対象とすると、近視眼的になるおそれがある。 河川全体や流域を見ることができるのは市民団体（ネットワークを含む）であることから、計画を考える際には「地域住民」とせず、それも含めた「市民・市民団体」とすべき。	同上
84	全	4			多自然川づくりと言っても、北関東や房総の中小河川と、江戸川、利根川では川づくりの内容も工法も大きく違ってくる。多自然川づくりというのであれば、工事前よりも魚、トンボなど水生昆虫、野鳥などの生物が増えることが責務であろう。生き物を減らした工事では、景観を整えても、良い多自然川づくりだったとは呼べないのは当然である。貴重種が棲み、自然条件が優良な河川では、できれば工事を控えるべきであり、あるいはその生きもののため、徹底的研究の後、新生息地を再生することである。 これらを元に江戸川を見てみると、河川法改正前（1990年初め）施工した流水保全水路づくりは巨費を投じたことを除けば、先見性にあふれていた事業といえる。水質ワーストだった坂川の水を浄化するため河川敷地下に浄化施設をつくり、創出した河川敷に数キロにわたって川をつくった。流水保全水路づくりは河川法改正に合わせるように、自然がすみやかに再生できるような配慮をして1998年通水した。数年で大自然の中の川を連想させるほど、人工の川とは市民すら思わない素晴らしい川（愛称 ふれあい松戸川）ができた。緑いっぱい、野鳥の声が響き、JR松戸駅から近い江戸川河川敷で、オオタカが狩りをする・・・多自然川づくりとはこういうことであろう。 その多自然川づくりの見本のような川で、浄化のポンプ施設は約25年を経て老朽化でピンチを迎えている。先見性のある深い読みで、国が巨費を投じて竣工した流水保全水路が、20数年で水が止まってしまって良いわけがない。 それ以外でも、江戸川では画期的な生き物に配慮した湿地づくりが行われてきた。ヒヌマイトトンボの再生ヨシ原づくりは専門委員会でかなり手こずったものの、いまでも元気なヒヌマイトトンボを見ることができるし、ニホンアカガエルの産卵池の代替地づくりなど、河川事務所の細やかな配慮が続いている。江戸川15キロ、旧坂川跡わきの新しい湿地づくりのあと、地元の市民、学生たちが一帯をバイオトープととらえ、モニタリング調査を楽しく続けている。生きものが棲みやすい生物多様性を支える川づくりはそこに住む地域の人々にも安らぎ、活力になるはずである。 江戸川でひとつ気がかりな点は、堤防拡幅によって狭い河川敷が失われる場所のことだ。 景観を支える草木を除去し、工事後自然再生するまでには長い時間が必要だし、川中に新たに数十メートルの河川敷創出後の水際の工事は川の流れの性質上、水深の深いことが多く、自然の再生が予想よりも難しく、現在も満足のいく形態にない。提言しかかわってきた者として、道半ばであり、改善したいテーマのひとつである。 多自然川づくりに関する国の意識も技術もそれなりに高い。これを県レベルまで徹底する必要があるといつも考えている。たとえば、国の助成を受けた自治体レベルの河川工事にはいまだに目を疑うものがある。助成金をつける以上、多自然川づくりの指導強化を願いたい。 川づくりは川底が最も重要で、これをフトンカゴのような石と金網張りにはしてはいけない。貝が大きく育てないし、貝がなければタナゴ類は棲めない。流れの弱い水路では、最低、土を30～50センチ敷くくらいの配慮は当然だろう。江戸川より上流域の国の管理地でこの工法に出会った時のショックは忘れられない。近々の話としては、思川水系南摩川下流域の川底のコンクリート化は信じがたいものだ。ダム直下ならまだしも、1.5～2キロ下流での話だ。20～30年逆戻りのすさまじさだ。これを改善する方法はある。多自然川づくりというこの提言を書く気力を失いかけた。これでは県レベル以下に逆戻りではないか。その地域にどのような生きものがいるか、その生活史を知ったうえで、だから生きものに配慮が必要という認識が、多自然川づくりでは基本中の基本だ。少なくとも、江戸川では河川事務所と共に、生きもののすみやすい川づくりをやってきたつもりである。河川法改正によって川の環境を大切にしようという考えを20年かけて育ててきたはずであり、これからさらに国、自治体、市民レベルまで共通認識として、より徹底することを願ってやまない。	御意見を踏まえて「4. 対応方針（2）技術の向上・一連の取り組み過程の徹底 ①多自然川づくりの技術的なレベルアップ」、「4. 対応方針（3）人材の育成・普及啓発 ①人材の育成」を修正します。
85	全	5			国と県が情報の共有化を図り、好事例を公表してほしい。	御意見を踏まえて「4. 対応方針（3）人材の育成・普及啓発 ①人材の育成」を修正します。
86	全	6			これまでの整理等においては、「多自然川づくりとは」として、定義が明確に示されています。この取り組みは将来とも続いていくものと考えれば、今回の提言に当たっても、意志を示すべきではないでしょうか。（従来の考え方を継続するか、さらに進めるかなども含めて、受け取る側が認識できるように。）	御意見を踏まえて「3. 多自然川づくりの課題（3）人材の育成・普及啓発」、「4. 対応方針（3）人材の育成・普及啓発 ①人材の育成」、「4. 対応方針（3）人材の育成・普及啓発 ③多自然川づくりの普及・啓発」を修正します。
87	全	7			川づくりの計画の進め方 ・土木技術者は河川工事（構造物）と予測される河川の物理環境を提案する。 ・生物の技術者は理想とする生物種等（生態系）とそれらの理想とする生息環境（物理環境）を求めて発言する。 ・それらが一致したとき多自然型川づくりが前へ進む。	御意見を踏まえて「4. 対応方針（2）技術の向上・一連の取り組み過程の徹底 ③多自然川づくりが河川生態系へもたらす変化の把握」を修正します。
88	全	8			・それぞれの地方にある川で、工夫をされながら多自然川づくりをしている方々の活動がもっと多くの人知ってもらえるようお願いします。	御意見を踏まえて「4. 対応方針（3）人材の育成・普及啓発 ③多自然川づくりの普及・啓発」を修正します。

意見番号 通し 章 番号			対象箇所※ ※意見募集時点の構成ベース	頂いた御意見※ ※意見募集時点の構成ベース	頂いた御意見に対する考え方※ ※今回委員会の提言案の構成ベース
89	全	9		「治水」に触れる際は(提言(案)P.6、P.9 など。)、「利水」も併記すべきと考えます。 (平成9年の河川法改正にあたり、「環境」と「治水」(「利水」も)は、重要性や扱いに優劣を有するものではなく、両立、三立を図るものであるとの認識が示されていることから。)	御意見をいただいた箇所では、市民等に誤解して捉えられているわかりやすい例として、環境と治水について記述しております。
90	全	10		・流域全体として川づくりを検討する。 計画地点付近の土地利用の変化を予測するとともに、上流域の産業(特に農林業)変化を検討して川づくり計画を実施する。 例:土砂生産の減少、水利用量の変化(下水道計画との整合) 流入支川・水路のコンクリート化による水温の上昇や自浄作用の減少 ・維持管理も同様に検討する。 5年後、10年後、50年後の姿(状態)を検討しどの状態を理想とするか、そのための維持管理作業を検討する。	御意見の趣旨の一部は、「4. 対応方針 (6)変化を踏まえた将来の河川像の検討 ②100年後を見据えた持続的な河川と人の関わり のあり方の検討」で、“礫河原の樹林化など多自然川づくりの持続性の課題に関しては、河川の攪乱などの自然の作用とあわせて、人による河川利用のあり方(オーバーユース、アンダーユース)が深く関係している。この点を踏まえ、日本の地形、気候、自然の営力、土地利用の変遷等人の営みといった分野の研究を通じて、人と河川との持続的な関わりのあるあり方について検討する。このような研究成果等を踏まえ、100年後に日本の原風景といわれる川の姿を形作るための方策について、継続的に検討を進める。”と記述しております。 なお、例示していただいたものは、貴重な御意見として今後の参考とさせていただきます。
91	全	11		・提言は、多自然川づくりを「幅広く」議論しており、治水、利水と環境の両立、生態系サービスや流域アプローチもとりいれ、河川ごとの特性、住民参加などにも目配りされており、すばらしい内容です。 ・私が指摘したいのは、以下の点です。 (1)「多自然川づくり」の取り組みは、基本的に堤防の内部を扱っています(当然です)。堤防を改修したりや位置を外側へ移動させると、堤防外の重要な生態系に大きな影響を与える場合があります(工事理由には治水対策のほか、生物多様性や生態系保全などの場合もあると思われます)。以下に、ご参考まで(私が居住する)金沢市の事例をお知らせします。 (2)事例:金沢市の犀川河口には、「普正寺(ふしょうじ)の森」があり、犀川に隣接しています。この森は、市民団体が野鳥観察会を実施するなど市民に親しまれているほか、陸生カニ(アカテガニ)が高密度で生息する貴重な森として知られています。石川県の犀川河川整備計画では、100年に一度の洪水対策として、大規模な掘削工事が予定されており、それによりこの森が大きく損傷される可能性があります。 (3)提言には、堤防の内部を中心としつつ、堤防改修や外側へ堤防位置の移動が隣接する外部生態系に及ぼす影響についても触れていただけるとさいわいです。 (4)上記の犀川改修と普正寺の森の保全については、市民有志の申し入れに対して、県庁が真摯に対応されていると聞いています。私は、前向きな解決策が得られ、それが「多自然川づくり」の課題解決のGood practiceのひとつとなることを期待しています。	河川はそれぞれ異なる特性を持つものであり、各河川に適した多自然川づくりが重要であることから、「はじめに」で、“河川は、流域の規模、地形、地質、気候、生態系等の自然的条件と地域の生活、産業、土地利用、水利用等の社会的条件、あるいは、古来から信仰対象として川が大切にされてきたといった歴史・文化的側面も含め、それぞれ異なる特性を持つ。本提言の趣旨を踏まえ関係者と議論を行いながら、各河川に応じた多自然川づくりを実践する河川行政の推進に努めていただきたい。”と記述しております。 御意見(3)につきましては、貴重な御意見として今後の参考とさせていただきます。
92	全	12		抽象的な意見では、分かりにくいので具体的な提言をします。 居住地の前に、八田川が流れている。 河川改修された河川であるが、都市近郊河川のためか、河川の形状は直線的で、定規断面が一定区間同一になっているフラットな河川である。このため、河川の変化が乏しく、上流は法面が土羽構造で、植物が生えている程度であるが、下流はコンクリート護岸となっており、本川の庄内川から遡上する魚類などの生態系にとっては大変厳しい環境にある。 また、木津用水としての農業用水機能を兼用していることから、冬季は流水が途絶え、渇水状態になり、水たまりも消滅し、大量の魚類の死骸を見ることがある。 河川としては、洪水を円滑に流下する機能が重要であるが、洪水時にも強い魚類だけが生き残るのではなく、また、洪水以外の平常時に、生息する多様な河川生態系が生存できることなど、さらには冬季の渇水期を含め通年に生息できる河川環境が重要である。 このようなことに配慮した、河川環境のあり方に積極的に改善するため、河川構造令や河川設計要領などに反映してほしい。 具体的には、 ① 魚類が洪水時にも避難できる河川構造の導入 ② カワウからの魚類が避難できる河川構造の導入 ③ 河川改修にあたって、掘削ズリの中から、30cm以上の大型土石類は川底に戻すと共に、川底に凹凸をつけ、流れに変化も持たせること ④ 従来の河川定規断面に環境断面を加算した定規断面の導入 ⑤ 水生生物が堰堤を上下に行き来できる河川構造の導入 ⑥ 生態系が冬季の渇水期に生存できる維持流量の確保 ⑦ 河川整備にあたっては、地域の特性を十分把握している、沿川住民の意見を反映するとともに、河川管理上、継続的な意見調整の場の設定 なお、安全性から、河川から遠ざけるような、構造が導入されていたり、また、地方自治体や学校教育も不十分などの実態から、河川生態と共存する教育や体験が必要と思料される。	貴重な御意見として今後の参考とさせていただきます。

意見番号 通し 章 番号			対象箇所※ ※意見募集時点の構成ベース	頂いた御意見※ ※意見募集時点の構成ベース	頂いた御意見に対する考え方※ ※今回委員会の提言案の構成ベース
93	全	13		積算方法の情報提供の工夫が必要 多自然川づくりを広めるための工事の事例紹介はなされているが、工事発注に必要な積算方法（数量算定方法、施工歩掛、資材単価など）は、公表されていない部分が多いと思われる。公表が難しいものは工夫した上で情報提供を行えば、より現場に反映させることができるのでは。	貴重な御意見として今後の参考とさせていただきます。
94	全	14		江川の川幅が急に広がった淵一帯を、市の名所になるような取組をこれまで12年間取組んできた。 最初は、流水がゆるやかなっているため、ゴミが引っかかりその後川底に沈んでいたり、この河川敷をゴミ捨て場のように扱う不法投棄で悪臭を放っていた状況からの取り組み。 ①淵一帯のゴミを去除く → ②西岸に花壇づくり（川底のヘドロを活用） → ③河川敷や兩岸の草刈を毎月1回実施 → ④ボートで川の中の草木やホテイアオイの除去 → ⑤月1回の草刈りでは、美しいとは感じないので、月2回に増やす → ⑥河川敷に芝苗を植える → ⑦ユリの花祭りの運営を高校生にしてもらう → 後継者育成・幼い子どもに川の楽しみを味わってもらおう。 このように12年間、目標をだんだん高めて取組んできました。 ぜひ、この現場を見られて、事例として取り上げてもらえれば他の同じような環境にある場所が美しい環境に変わると考えます。	貴重な御意見として今後の参考とさせていただきます。
95	全	15		将来的な方向性について 本来、『自然とは何か？ 多自然とは？』 それは、地域によって大きく異なるため、統一した方向性を示すのは極めて難しい。 しかし、地域ごとに特性、特徴を踏まえ計画・改修していく事は可能である。 国全体で見直していくと考えるならば、河川行政を行っている関係各所で強制的に実施を行うべきと考える。 直轄事業であれば、事務所ごとに1河川 / 年 地方自治体、各事務所ごとに 1現場 / 年 等々・・・ こうした指示、取り組みが今後の河川行政が変わっていくと思います。 後世、残されていく川が、故郷が変わっていく事と思われます。 最後に 昔から、日本は川との共存共栄で繁栄してきた歴史がある。 歴史を学び、復活させる事も河川行政に求められている重要なテーマだと思います。	貴重な御意見として今後の参考とさせていただきます。
96	全	16		保全価値の高い堤防法面草本群落の計画的保全管理の推進 堤防は人工構造物として従来、多自然川づくりの対象にならなかったことが多いが、少なくとも都市域における堤防法面の草本群落では、堤内地で消失している保全価値の高い環境が、堤防除草の通常ローテーション管理の中で現存していることが少なくない。こうした堤防法面の生物多様性機能を正当に評価し、多自然川づくりの一環として計画的な保全管理に取り組んでいただきたい。	貴重な御意見として今後の参考とさせていただきます。

意見番号 通し 章 番号			対象箇所※ ※意見募集時点の構成ベース	頂いた御意見※ ※意見募集時点の構成ベース	頂いた御意見に対する考え方※ ※今回委員会の提言案の構成ベース
97	全	17		川の文化 二つと同じ自然の川は存在しない。川と人とのいい関係は、そこに住む人たちによって長い年月をかけて築かれたものであり地域固有のものである。 大阪府貝塚市内の中央を流れる“近木川”は、2級河川で平成5・9年度と2度全国ワーストワン(水質)となった。そこで担当課長(貝塚市)として汚名返上の市民活動を育てた。行政マンは、サポートするけどコントロールしないを心がけて。数年後には、BOD 21mg/lが5クラスと一ケタになった。これは、昭和30年代大小約600のため池がありその約8割が近木川から利水、水路網が市内全域に張り巡らされ、「生活の場」隣接して「川ガキの場」のあり、近木川と人とのいい関係が築かれてきた文化が存在したからである。 それを証明したのは、遊びから始まる環境学習で活動した子どもたちである。「子どもと大人の協働」でワーストワンを返上した。ソフト活動で。 この活動は、国土交通省、文部科学省、環境省から全国的に紹介された 筆者は、常に①傾ける耳、②学ぶ心、③本音で語り合い、共有する「場」をコンセプトに合意形成を図ってきた。 さらに、「川を見て、地域見てみて、人を見る」「地域の目線で考え、地城の動きで活動する」「暮らしの問題は、暮らしで解決を」「下流への気づかい、上流への感謝」等をモットーとして30年来活動してきた。 修士論文で 筆者は2010年4月愛知産業大学大学院造形学研究科建築学専攻(修士)に社会人(商業高校卒)入学をし、延藤安弘教授の指導を得て2013年3月修了することができ、近木川の活動をまとめた。ここで河川法と関係資料を熟知することができた。 提案 「川と人とのかかわりの文化」はローカルで千差万別であることからこの文化を再発見し、学ぶことを進めたい 河川管理者特に都道府県の関係者に「川に学ぶ社会の構築」のためのコーディネーターを置くことを提案したい。 2. 「川に学ぶ」社会とは 1) 川と人とのかかわり 河川と人間とのかかわりは非常に古く深いものであり、河川は文明発生の拠点であったことが知られている。それは当然人間の物質的基盤を支えるものであったが、人間の心性にかかわる文化をはぐくみ育てたものであることも忘れられてはならない。河川は農耕地を潤すものとして必要不可欠なものであり、そのため様々な灌漑の方法が世界各地で発達した。また、水流による移動・運搬などの手段としても重要であった。このように河川は人間にとってなくてはならない恩恵をもたらす一方、時に大規模な氾濫を生じ、人間の生存を脅かす存在でもあった。このため治水は河川と人間とのかかわりのもう一つの大きなテーマであり、利水と治水という点で、人類はつねに大きな努力を払い、真剣に川とつきあってきた。 しかし、河川が人類にもたらす恩恵は利水のみでないことが、治水・利水のみを意識して進められてきた事業が、近年急速に大規模化してくることによって、明確化されてきた。つまり、古来河川が人間にもたらしてきたきわめて多面的な価値が、治水・利水事業の徹底化によって浮き彫りにされたのである。そして、このままの状況で推移するならば、それら河川による恩恵が全く失われるとの危機の念が抱かれることとなった。その恩恵を整理すると、大きくは二つのものがある。 一つには、川は自然環境の最も豊かな一部であり、そこに川の特長性を反映する多様で特殊な生態系が見られたことである。それらは川の美しい景観を形成するとともに、新鮮な食物を供給するものであった。 二つには、川が近隣の地域住民にとって貴重な自然体験、交流の場であったという点である。そのような歴史が地域の文化を育ててきたのである。また逆にそのような地域文化によって、河川の景観が形成されてきたことも忘れてはならない。 また子供たちにとって、川遊びをした小川などは、楽しい思い出の場であるとともに、多くのことを学ぶことのできる場でもあった。人格の基礎を培う原体験の場であったのである。 決して意のままにならない川の自然や生物と向き合うことで、子供たちの感性が磨かれ、創造力が養われた。自然と真剣に向き合うことで、生命の尊さ、自然の法則や仕組みを理解することができたのである。 環境教育—理念と方法— 小澤紀美子 日本環境教育学会会長(当時) 東京学芸大学名誉教授 環境教育とは、環境問題について教えることではない。「人と人、人と自然、人と地域、人と文化、人と地球との関係性の再構築」に向けての教育であり、「過去に学び、今を知り、未来に学び・創る」教育にとらえたい。すなわち「持続可能な社会や地域の創造」に向け、現在の社会経済活動やライフスタイル、そしてそれを支える社会システムを根本的に変革していく「責任ある行動」ができる「環境市民」を育成していく環境教育でなければならない。 地球社会の環境ビジョン —これからの環境学— 財団法人日本学術協力財団	貴重な御意見として今後の参考とさせていただきます。
98	全	18		国・県管理河川ともに雑木が増え、洪水時には、流れてきた黒色ビニールやゴミがたくさんひっかかり景観を悪くしているの、水位の下がった時期などに伐採をする必要がある。	御意見として承ります。

意見番号 通し 章 番号			対象箇所※ ※意見募集時点の構成ベース	頂いた御意見※ ※意見募集時点の構成ベース	頂いた御意見に対する考え方※ ※今回委員会の提言案の構成ベース
99	全	19		県天然記念物の環境保全活動を通して 江川湧水源の水溫異状現象の保全を守るように、その環境の草刈り・清掃をしているが、さらに景観を美しくしようとして、花づくりなどを県教委へ提案するとそれはダメだという。天然記念物に対して影響のないことに対しては柔軟に対応するようにしてもらいたい。	御意見として承ります。
100	全	20		人がかかわる構造部分は安全なものにしてほしい。労働安全衛生法の順守。 現在は堤防の傾斜度、高度作業に醸当する場合の対応が不十分と思われます。 管理作業の効率化 従来の人手による作業では、人口減少。高齢化社会ではやっていけないと思われます。機械化、無人化も必要と思います。 体験を重視した安全教育の充実 ミニ危険体験の施設を作る。言葉や文章だけでは不十分です。 過去の事故・災害事例を活用する。 事故・災害へ推定力を養成する。	御意見として承ります。
101	全	21		・こうして見直しを行っていくことは、大切なことだと思いますし、このような委員会を続けていってほしいと思います。	御意見として承ります。
102	全	22		全体的にはとくに問題はなく、簡潔に良くまとめられている。 気候変動や人口減少に言及しているのは注目に値する	御意見として承ります。
103	全	23		今後を考えるためには、社会環境等が変化して行く中で、「河川の将来の姿」がどのようになって行くかをしっかり見極めることが重要であると思います。 そういった点をしっかり議論していただき、「将来の河川像」を描くために何をすべきかを考えて行くことが必要かと思いますが、少なくとも、提案されているように「河川環境の管理の徹底」と、それを実現するための「地域連携の強化」という点は、必要不可欠な項目であると思います。 「目標の設定」において、「河川生態系の観点からの評価を活用しつつ、長期的には、人の利用、福祉、景観面等の総合的な河川環境の目標設定についても検討を進める」と明記されています。このことは、「ミズベリング」や「かわまちづくり支援制度」など、現在の河川整備の方向性から考えると非常に重要な観点であると思いますので、具体的な検討を進めていただきたいと思います。 総じて、多自然川づくりの「持続性」を担保するための「実践的」な手法が提案されていると思います。今後、これらを更に具体化して行く取り組みが、それぞれの河川で行われることに期待します。	御意見として承ります。